

研究機器相互利用ネットワークの構築及び運営等に関する協定書

2019年6月21日付けで採択された文部科学省先端研究基盤共用促進事業（研究機器相互利用ネットワーク導入実証プログラム（SHARE）2019-2020年度）において、実施機関である慶應義塾大学、信州大学及び東京都立大学（以下「実施機関」という。）は、実施機関間、実施機関と企業間等の研究設備・機器の共用を推進するため、研究機器相互利用ネットワークを構築しその運用面での課題検証および、事業終了後のネットワーク活用を推進することを目的として、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（ネットワークの名称）

第1条 研究機器相互利用ネットワークの名称は、「SHARE_ABC ネットワーク」（以下「本ネットワーク」という。）とする。

（連携事項）

第2条 実施機関は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- 一 実施機関間、実施機関と企業間等の研究設備・機器共用の推進に関すること
- 二 研究機器を共用するためのシステム運用に関すること
- 三 その他実施機関が必要と認める事項

（拠点施設）

第3条 実施機関において、本ネットワークの運営を担う部局（以下「各部局」という。）は以下のとおりとする。

（慶應義塾大学）

- ・慶應義塾大学医学部
- ・慶應義塾大学理工学部
- ・慶應義塾大学薬学部

（信州大学）

- ・信州大学基盤研究支援センター

（東京都立大学）

- ・東京都立大学研究機器共用センター

（相互理解及び尊重）

第4条 実施機関は、それぞれの大学の理念及び目的を相互に理解するとともに、自主性及び自律性を尊重するものとする。

（会議）

第5条 本ネットワークを運営するにあたり、検討が必要な事項が生じた場合は、実施機関による会議等で協議するものとする。

（経費）

第6条 実施機関は、本ネットワークの運営等を行うにあたり、原則としてそれぞれ自己の責任において経費を負担するものとする。

（便宜供与）

第7条 実施機関は、個々の所有する研究施設、設備等の本ネットワークを介した相互利用等について、便宜供与に努めるものとする。

（関連規則等）

第8条 本協定の実施に関し必要な事項は、本協定及び実施機関の諸規則に定めるもののはか、実施機関間の協議により定めるものとする。

（協議）

第9条 本協定に定める事項の変更又は本協定に疑義が生じた場合は、実施機関が協議の上、行うものとする。

（有効期間）

第10条 本協定の有効期間は、協定締結日から2023年3月31日までとする。ただし、当該期間は、実施機関が協議の上、書面による合意により、これを延長することができるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定3通を作成し、各々1通を保管するものとする。

令和2年（2020年）11月1日

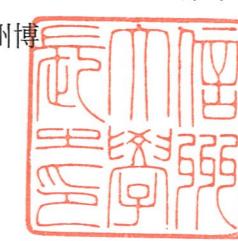
慶應義塾大学長

長谷山 彰



信州大学長

濱田 州博



東京都立大学長

上野 淳

